

山梨県子ども・若者支援地域協議会設置要綱

（設置目的）

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、山梨県子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事業内容）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）支援の対象となる子ども・若者に関する必要な情報交換及び連絡調整に関すること
- （2）支援の対象となる子ども・若者に対する関係機関の相互連携による支援に関すること
- （3）支援の対象となる子ども・若者に関する調査・研究及び研修に関すること
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）をもって組織する。

- 2 会長は、山梨県教育庁社会教育課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

（調整機関の指定）

第4条 知事は、法第21条第1項の規定により、山梨県教育庁社会教育課を子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定する。

- 2 調整機関は、次に掲げる事務を行う。
 - （1）協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること
 - （2）その他協議会の円滑な運営に必要な事項に関すること

（会議）

第5条 協議会に代表者会議及び担当者会議を置く。

- 2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成する。
- 3 担当者会議は、関係機関等が推薦する担当者をもって構成する。
- 4 担当者会議の中に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（会議の開催）

第6条 代表者会議及び担当者会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第7条 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月4日から施行する。

別表(第3条関係)

分野	機関名
福祉・保健・医療	山梨県福祉保健部児童家庭課 山梨県福祉保健部障害福祉課 山梨県福祉保健部健康増進課 山梨県中央児童相談所 山梨県都留児童相談所 山梨県立こころの発達総合支援センター 山梨県立精神保健福祉センター
雇用	山梨労働局職業安定部職業安定課 山梨県産業労働部労政雇用課 山梨県産業労働部産業人材課 ジョブカフェやまなし 山梨県若者サポートステーション
教育	山梨県教育庁義務教育課 山梨県教育庁高校教育課 山梨県総合教育センター
矯正・更生保護・非行 対策	甲府少年鑑別所 甲府保護観察所 山梨県警察本部生活安全部少年課
民間支援団体	公益財団法人山梨県青少年協会 社団法人青少年育成山梨県民会議
調整機関	山梨県教育庁社会教育課